

11. 契約の解除

(1) 要件

改正民法における契約の解除は、債務不履行の場合の解除を定める 541 条本文を維持し、催告による解除を原則としている。

そして、債務不履行の場合に催告を要することなく解除ができる無催告解除を例外的に認めた。

(2) 無催告解除の要件

具体的には、①全部履行不能の場合(541 条 1 項 1 号)、②全部の履行拒絶の場合(同項 2 号)、③一部の履行不能または一部の履行拒絶が契約の目的の達成不能をもたらす場合(同項 3 号)、④定期行為である場合(同項 4 号)、⑤その他履行を催告しても契約の目的を達成するに足りる履行がされる見込みのない場合(6 号)が挙げられる。

また、催告を要することなく債務不履行を理由として契約の一部を解除できることを明文化した(542 条 2 項)。

(3) 催告解除の要件

催告期間の経過後の債務不履行が軽微なものにとどまると評価される場合には、催告解除が認められない旨が定められた。

債務不履行の部分が数量的にわずかである場合や、債務の不履行が付随的な不履行である場合には、催告解除は認められないことになった。また、売買契約、請負契約の担保責任においても、解除の一般ルールが適用されることになり、催告解除が可能となっている(564 条・635 条削除)。なお、債務不履行について債務者に帰責事由がある事は要求されなくなっていることに注意すべきである。

(4) 契約解除の要件(債務者の帰責事由)

改正民法が債務者の帰責事由を契約解除の要件としないこととしたのは、解除制度を債務者に対する責任追及の手段とする考え方から、債務の履行を得られない債権者を契約関係から解放する制度へと考え方を変更したからである。

(5) 解除の効果

金銭を返還する場合の規定に加え、金銭以外の物を返還する場合には、現物とともに、その受領時以降にその物から生じた果実を返還しなければならないこととした(545条3項)。

12. 危険負担

(1) 危険負担に関する規定の削除

民法 534 条 1 項及びこれを前提とする 535 条が削除され、売買の「目的物の滅失等についての危険の移転」(567 条)に関する規定が設けられた。これにより、売買の目的として特定された目的物が引き渡され、又は契約の内容に適合する目的物の引き渡しの提供がされた時以降に当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失・損傷したときは、買主はその滅失損傷を理由とする履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとされた。

(2) 反対給付の履行拒絶

536 条 1 項は、当事者双方の帰責事由によらずに債務が履行不能となったときは、債権者の反対給付も消滅することを定めていた。しかし改正民法は、これを変更し、債権者の反対給付は消滅せず、債権者に履行を拒絶する権利を与えるものとした。これによって、自己の反対給付を確定的に消滅させたい債権者は、解除の意思表示をしなければならなくなった。

また、債権者に帰責事由がある場合には、債権者は反対給付の履行を拒むことができないものとされた (536 条 2 項)。